

## 社会福祉法人緑寿会役員及び評議員の報酬等規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑寿会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

### (役 員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 非常勤役員及び評議員について、法人業務を行う場合にこの規程第6条において定める報酬を支給し、旅費は社会福祉法人緑寿会役員旅費支弁基準（以下「役員基準」という。）に基づき、慶弔は社会福祉法人緑寿会役員及び職員の慶弔基準に基づき支給する。ただし、交通費の実費が役員基準を超過するときは、社会福祉法人緑寿会職員等の旅費規程に基づき支給する。

2 施設長を兼ねる常勤役員については、職員としての給与及び退職手当を支給することとし、報酬は支給しない。また、旅費は社会福祉法人緑寿会職員等の旅費規程に基づき、慶弔は社会福祉法人緑寿会役員及び職員の慶弔基準に基づき支給する。

3 施設長を兼ねない常勤理事については、非常勤役員又は評議員が出席する法人業務を除き、報酬は支給しない。旅費及び慶弔については、非常勤役員の例によるものとする。

### (法人業務)

第4条 この規程において、法人業務とは、理事会、評議員会及びその他会議への出席、監事監査への出席、辞令交付、採用面接、月次試算表検印、課題打合せなどへの出席である。

### (役員の報酬等の総額)

第5条 役員に対する報酬等の各年度の総額は16,000,000円を超えない範囲とする。左の額には、施設長を兼ねる常勤役員の給与を含むものとする。

### (非常勤役員及び評議員の報酬等及び支給方法)

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬は法人業務としての出席1回につき、1万円支給する。報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

2 非常勤役員は、報酬及び旅費についてその都度、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことにより支給する。

3 評議員は、法人業務としての出席の都度、報酬と旅費を合計して支給する。

(施設長の給与及び退職手当の金額と支給方法)

第7条 施設長が正規職員の場合は、給与は、社会福祉法人緑寿会職員の給与規程に基づき給与額を定め、退職手当は社会福祉法人緑寿会職員の退職金規程に基づき退職金額を定める。

2 施設長が臨時職員の場合は、給与は、年齢が65歳以下の場合上限を500万円、66歳以上の場合上限を420万円とし、年齢区分による支給期間は、満年齢到達後最初の3月31日までとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、他団体がその費用の一部または全部を負担するときは、その取り決めにに基づき支給するものとする。

(公 表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める書類として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。